

檜葉町復興推進計画

平成28年1月5日
福島県檜葉町

1. 計画区域

檜葉町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、当町では125戸の住宅が流出又は浸水し、液状化によるマンホールの隆起等社会インフラに甚大な被害が生じた。さらに、福島第一原子力発電所の事故後は町内のほぼ全域が警戒区域に指定され、平成27年9月5日をもって避難指示は解除されたものの、現在も多く町の町民が避難先に居住しており、また避難先での営業を強いられていた地元企業の多くは、依然町内での営業再開が困難な状態である等、当町の経済は厳しい状況に直面している。

このような中で、当町の経済の一刻も早い復興を図るため、中核的産業を担う企業の立地及び体力強化を促進し、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ることを目的とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

当町における経済活力再生及び雇用機会の拡大を図るために、当町の電気機械器具製造業における中核的企業が実施する、工場の新設を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

当町に立地する、アンフィニ株式会社（以下「対象事業者」という。）が、当町下繁岡において、太陽光モジュールの生産施設の新設に必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

当町の電気機械器具製造業は、本件設備投資後60名（平成30年3月期見込み）の新規雇用を創出する予定であり、当町の製造業における従業者数で第6位の地位を占める当町の中核的産業となる。

また、売上高については40億円（平成30年3月期見込み）を予定しており、電気機械器具製造業が当町の製造業において第1位の売上高となる。

したがって、当該設備投資による雇用効果や経済効果は大きく、目標に掲げた「中核的産業を担う企業の立地及び体力強化を促進し、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する中核的なものである。

③施行規則第 2 条に規定する該当事業
施行規則第 2 条第 6 号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関
株式会社東邦銀行、ひまわり信用金庫、いわき信用組合
株式会社福島銀行、株式会社大東銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 4 4 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

我が国の代表的な再生可能エネルギーである太陽光発電は、被災地のみならず国内外のエネルギー供給にも大きく貢献し、これに必要な太陽光モジュールは今後相当数の需要が見込まれている。対象事業者は太陽光モジュールの生産施設の新設を行う計画であり、これに伴い当町において電気機械器具製造業は中核的産業となる。

このため、当該計画の実施は、対象事業者の生産能力向上、関連産業の活性化及び雇用の確保・更なる増大に結びつくものであり、これらの効果は、当町における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、当町、檜葉町商工会、株式会社東邦銀行、ひまわり信用金庫、いわき信用組合、株式会社福島銀行、株式会社大東銀行、対象事業者を構成員とする檜葉町復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項の規定に基づく協議を行った。